

目 次

○第1号（1月29日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
町長挨拶	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	4
日程第 2 会期の決定	4
日程第 3 議案第1号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条 例	5
日程第 4 議案第2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条 例の一部を改正する条例	7
日程第 5 議案第3号 令和6年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）	8
日程第 6 議案第4号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 3号）	10
日程第 7 議案第5号 令和6年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）	12
日程第 8 議案第6号 令和6年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）	13
日程第 9 委員会議案審査報告（総務産業・予算決算 各常任委員長報告）	14
日程第10 議案第1号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条 例	15
日程第11 議案第2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条 例の一部を改正する条例	16
日程第12 議案第3号 令和6年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）	16
日程第13 議案第4号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 3号）	17
日程第14 議案第5号 令和6年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）	17
日程第15 議案第6号 令和6年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）	17
町長挨拶	18

閉 会	18
-----	----

令和7年第1回吉岡町議会臨時会会議録第1号

令和7年1月29日（水曜日）

議事日程 第1号

令和7年1月29日（水曜日）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第1号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（提案・質疑・付託）

日程第 4 議案第2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

（提案・質疑・付託）

日程第 5 議案第3号 令和6年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）

（提案・質疑・付託）

日程第 6 議案第4号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

（提案・質疑・付託）

日程第 7 議案第5号 令和6年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）

（提案・質疑・付託）

日程第 8 議案第6号 令和6年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）

（提案・質疑・付託）

日程第 9 委員会議案審査報告（総務産業・予算決算 各常任委員長報告）〔第10～第15〕

（委員長報告に対する質疑）

日程第10 議案第1号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第11 議案第2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

（討論・表決）

日程第12 議案第3号 令和6年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）

（討論・表決）

日程第13 議案第4号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

（討論・表決）

日程第14 議案第5号 令和6年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）

(討論・表決)

日程第 1 5 議案第 6 号 令和 6 年度吉岡町下水道事業会計補正予算 (第 3 号)

(討論・表決)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１４人）

１番	山崎守人君	２番	春山和久君
３番	藤多ゆかり君	４番	大井俊一君
５番	秋山光浩君	６番	宮内正晴君
７番	小林静弥君	８番	富岡栄一君
９番	飯塚憲治君	１０番	富岡大志君
１１番	坂田一広君	１２番	飯島衛君
１３番	小池春雄君	１４番	廣嶋隆君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	柴崎徳一郎君	副町長	高田栄二君
教育長	山口和良君	総務課長	小林康弘君
企画財政課長	齋藤智幸君	住民課長	一倉哲也君
健康福祉課長	永井勇一郎君	産業観光課長	渡部英之君
建設課長	大澤正弘君	税務会計課長	中澤礼子君
上下水道課長	岸一憲君	教育委員会事務局長	米沢弘幸君

事務局職員出席者

事務局長	福島良一	主任	関浩己
------	------	----	-----

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（廣嶋 隆君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、令和7年第1回吉岡町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

町長挨拶

議長（廣嶋 隆君） 町長より発言の申入れがありましたので、これを許可します。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第1回吉岡町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、臨時会が議員各位の出席の下、開会できますことに、心から感謝申し上げます。

さて、本臨時会では、議案6件を上程させていただきました。慎重審議の上、可決くださいますようよろしくお願い申し上げますとともに、議員皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 議事日程（第1号）により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（廣嶋 隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において、6番宮内正晴議員、7番小林静弥議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（廣嶋 隆君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定します。

なお、会期日程は配付の表のとおりです。

日程第3 議案第1号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第3、議案第1号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第1号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、令和6年人事院勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当並びに特別職の職員の期末手当を引き上げることとするため、所要の改正を行うものがあります。

その他、詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

まず、令和6年の給与勧告の概要ですが、給与のアップデートといたしまして、月例給、期末勤勉手当の支給率のほか、通勤手当や地域手当などの諸手当にも引上げや見直しを含んだものとなっており、民間企業の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップとなっております。月例給については、民間企業との格差1万1,183円、2.76%を埋めるため、初任給をはじめ若年層に重点を置き給料月額を引き上げる引上げ勧告となっております。

本条例案は、申し上げました当該勧告の中で先行実施とされる一般職の給与月額、期末手当及び勤勉手当並びに特別職の期末手当を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

それでは、概要説明書をご覧ください。

本条例は、吉岡町職員の給与に関する条例、吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び特別職の職員の給与及び旅費支給条例を条立てで改正する整備条例となっております。

1、吉岡町職員の給与に関する条例の一部改正、第1条による改正関係としまして、令和6年度における12月支給の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を、再任用職員以外の職員にあっては0.05か月ずつ、再任用職員にあっては0.025か月ずつそれぞれ引き上げ、年間で4.6か月、再任用職員にあっては年間で2.4か月とするものであります。また、一般職の給与月額を引き上げるため、給料表を改正するものであり

ます。

2、吉岡町職員の給与に関する条例の一部改正、第2条による改正関係としまして、令和7年度以降の6月及び12月支給の支給率を同一とするもので、年間支給月数は第1条による改正と同様となります。

3、吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正、第3条による改正関係としまして、令和6年度における12月支給の会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を0.05か月ずつ引き上げるものとなりまして、引上げ内容や年間支給月数は第1条による改正と同様のものとなり、年間4.6か月となります。

4、吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正、第4条による改正関係としまして、令和7年度以降の会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の6月及び12月の支給率を同一とするもので、年間支給月数は第3条による改正と同様となります。

5、吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正、第5条による改正関係としまして、令和6年度における12月支給の特定任期付職員の期末手当の支給率を0.05か月引き上げ、年間3.45か月とするものとともに特定任期付職員の給料月額を引き上げるものとなります。

6、吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正、第6条による改正関係としまして、令和7年度以降の6月及び12月支給の特定任期付職員の期末手当の支給率を同一とするもので、年間支給月数は第5条による改正と同様となります。

7、特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部改正、第7条による改正関係としまして、令和6年度における12月支給の特別職の職員の期末手当の支給率を0.1か月引き上げるものとなり、年間で4.6か月とするものとなります。

8、特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部改正、第8条による改正関係としまして、令和7年度以降の特別職の6月及び12月支給の支給率を同一とするもので、年間支給月数は第7条による改正と同様となります。

9、施行期日は公布の日となります。ただし、令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給率に係る改正規定は、令和7年4月1日でございます。

適用期日といたしまして、令和6年度の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正後の規定は、令和6年4月1日から適用することとするものでございます。

令和6年度において既に支給した給与の取扱いとしまして、改正前の各条例の規定により支給された給与は、それぞれ改正後の各条例の規定による内払いとみなすこととするものであります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第4 議案第2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第4、議案第2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、令和6年人事院勧告等に鑑み、一般職員に準じて議員の期末手当を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 小林総務課長。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

概要説明書をご覧ください。

まず、1となりますが、第1条による改正関係としまして、令和6年度の期末手当の支給率を0.1か月引き上げるものとなります。具体の数字を申し上げますと、6月分にあつては100分の225、12月分にあつては100分の235とし、年間支給率を100分の460とし、現行の100分の450から0.1か月引き上げるものとなります。

続いて、第2条による改正関係としましては、令和7年度以降の期末手当の支給率を6月と12月で同一のものとするものとなり、年間支給率は第1条による改正と同一となります。

施行期日は、公布の日となります。ただし、令和7年度以降の期末手当の支給率に係る改正規定は、令和7年4月1日でございます。

適用期日といたしまして、令和6年度の期末手当に係る改正後の規定は、令和6年4月1日から適用することとするものでございます。

令和6年度において既に支給した期末手当の取扱いとしまして、改正前の議員報酬条例の規定により支給された期末手当につきましては、改正後の議員報酬条例の規定による内払いとみなすこととするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第5 議案第3号 令和6年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第5、議案第3号 令和6年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第3号 令和6年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,084万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億5,820万円とするものです。

今回の補正の主な内容については、歳入では、公定価格の増額改定に伴う国・県からの子どものための教育・保育給付費による国庫負担金や県負担金の増額、予防接種健康被害給付費負担金による国庫負担金の増額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による国庫補助金の増額を計上しております。

歳出の主なものとしては、全般的事項として、本会議で上程している人事院勧告による給与改正に伴う報酬及び給料、職員手当等、共済費等の補正のほか、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高の影響を特に受けている住民税非課税世帯に対し現金を支給するため計上しております。

その他、詳細につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 齋藤企画財政課長。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 議案第3号 令和6年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）、議案書1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額は、町長が提案理由の中で申し上げたとおりです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるということで、内容については、補正の款項の区分等を含め、事項別明細書で説明いたします。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表・繰越明許費補正」によるということで、7ページをご覧ください。

1段目、3款民生費1項社会福祉費、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業（非課税世帯追加分）4,585万4,000円は、年度内に完了しない部分について翌年度に繰り越すものです。

2段目、同じく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業（子ども加算追加分）715万6,000円は、1段目と同じく、年度内に完了しない部分について翌年度に繰り越すものです。

3段目、6款農林水産業費1項農業費、小規模農村整備事業1,050万円は、排水路の位置が現況と公図に差異が生じており、地権者との用地確認調整に時間を要したため、翌年度に繰り越すものです。

次に、11ページをご覧ください。

初めに、歳入の主なものです。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金2節児童運営費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金6,906万1,000円及び16款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金2節児童運営費県負担金、子どものための教育・保育給付費県負担金2,377万8,000円は、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、職員の人件費分を引き上げるためのものです。

15款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金2節保健衛生費国庫負担金、予防接種健康被害給付費負担金4,441万2,000円の増は、予防接種による健康被害への給付費負担金の計上、同じく15款国庫支出金2項国庫補助金1目1節総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金8,626万4,000円の増は、住民税非課税世帯に対して給付金の支給を行うもので、物価高騰の影響を受けた生活者を引き続き支援するために追加されたものです。

次に、12ページ。

19款繰入金2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金4,642万円の増は、歳出の町負担分の計上です。補正後の財政調整基金からの繰入額は13億93万1,000円です。

次に、歳出ですが、冒頭町長が申し上げた人事院勧告に伴う給与改定による報酬及び給

料、職員手当等、共済費等の補正以外の主なものです。

18ページをご覧ください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費19節扶助費5,800万円の増は、物価高の影響を特に受けている住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円の支給と、その世帯に属する18歳以下の世帯員1人につき2万円の現金を支給するための事業費の計上です。

次に、19ページをご覧ください。

3款民生費2項児童福祉費3目児童保育費12節委託料6,453万3,000円の増は、人事院勧告に伴う公定価格の人件費改定により、保育所運営委託費を増額するための計上です。

同じく18節負担金、補助金及び交付金4,191万4,000円の増は、人事院勧告に伴う施設型給付費の人件費改定による計上です。

続く5目学童保育事業費14節工事請負費200万円の増は、駒寄第3学童クラブ増築工事に伴う追加分となります。

次に、20ページをご覧ください。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費19節扶助費4,441万1,000円の増は、予防接種による健康被害が認定されたことに伴う給付費の計上です。

そのほか、別紙参考資料として、A4判、9ページの説明資料を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第3号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第6 議案第4号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第6、議案第4号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第4号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ244万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,405万5,000円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、システムの改修費のほか、人事院勧告に伴う人件費の改定により報酬及び給料、職員手当、共済費等の補正を行うものであります。

その他、詳細につきましては、健康福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井勇一郎君発言〕

健康福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で、歳入から説明いたします。

7ページをご覧ください。

2款国庫支出金2項5目の事業費補助金54万8,000円の増は、システム改修に伴う国の補助金です。それ以外の歳入は全て人件費の改定に伴うもので、公費負担額がそれぞれ増額となっております。

対応する歳出の項目は、総務費及び地域支援事業費となります。

10ページをご覧ください。

1款の総務費からです。

1項1目一般管理費の12節委託料109万6,000円の増は、介護保険料の所得基準額を国が改正したこと等に伴うシステムの改修費です。

3項1目認定調査費の増は、国の人事院勧告に伴い、調査員の報酬、手当、共済費等を引き上げるための補正です。

4款地域支援事業費1項1目包括的支援事業費及び2目介護予防ケアマネジメント事業費の増は、先ほどと同様に、人事院勧告に基づく包括支援センター職員の人件費等の見直しによるものです。

最後に、5款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金の補正は、総務費及び地域支援事業費の増額に対する各公費負担額の不足分を減額するものであります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第4号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第7 議案第5号 令和6年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第7、議案第5号 令和6年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第5号 令和6年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

まず、第2条、収益的収入及び支出の支出について、第1款水道事業費用を104万5,000円の増額補正とするものです。

次に、第3条、資本的収入及び支出の支出について、第1款資本的支出を20万8,000円の増額補正とするものです。

あわせて、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填財源の額についても改めさせていただくものであります。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 一憲君発言〕

上下水道課長（岸 一憲君） それでは、議案第5号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

水道事業会計補正予算明細書により説明させていただきますので、議案書の11ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出について、1款水道事業費用1項の営業費用104万5,000円の増額は、1目の配水及び給水費52万9,000円の増額及び2目の総係費51万6,000円の増額に伴うもので、その内容としましては、職員給与費関係の手当及び法定福利費等の増額補正でございます。

次に、12ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出について、1款資本的支出1項建設改良費20万8,000円の増額は、1目の配水設備工事費の増額に伴うもので、その内容としましては、職員給与費関係の手当及び法定福利費等、増額補正でございます。

そのほか、議案書の3ページにお戻りいただきますとキャッシュフロー計算書が、また、4ページ以降には給与費明細書等添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第5号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第8 議案第6号 令和6年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第8、議案第6号 令和6年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第6号 令和6年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

まず、第2条、収益的収入及び支出の支出について、第1款公共下水道事業費用を15万6千200円の増額、第2款農業集落排水事業費用を34万6,000円の増額補正とするものです。

次に、第3条、資本的収入及び支出の支出について、第1款公共下水道事業資本的支出を18万9,000円の増額補正とするものです。

あわせて、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填財源の額についても改めさせていただくものです。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（廣嶋 隆君） 岸上下水道課長。

〔上下水道課長 岸 一憲君発言〕

上下水道課長（岸 一憲君） それでは、議案第6号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

下水道事業会計補正予算明細書により説明させていただきますので、議案書の11ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出について、1款公共下水道事業費用1項の営業費用15万6千200円の増額は、2目の総係費15万6千200円の増額に伴うもので、その内容としましては、職員給与費関係の手当及び法定福利費等の増額補正でございます。

続いて、2款農業集落排水事業費用1項の営業費用34万6,000円の増額は、2目の総係費34万6,000円の増額に伴うもので、その内容としましては、職員給与費関係の手当及び法定福利費等の増額補正でございます。

次に、12ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出について、1款公共下水道事業資本的支出1項の建設改良費18万9,000円の増額は、1目の管渠建設改良費18万9,000円の増額に伴うもので、その内容としましては、職員給与費関係の手当及び法定福利費等の増額補正でございます。

そのほか、議案書の3ページにお戻りいただきますとキャッシュフロー計算書が、また、4ページ以降には給与費明細書等添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（廣嶋 隆君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第6号は、予算決算常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩とします。

午前10時03分休憩

午前11時15分再開

議長（廣嶋 隆君） 会議を再開します。

日程第9 委員会議案審査報告（総務産業・予算決算 各常任委員長報告）

議長（廣嶋 隆君） 日程第9、委員会議案審査報告を議題とします。

それでは、総務産業常任委員会富岡栄一委員長、委員長報告をお願いします。富岡委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡栄一君登壇〕

総務産業常任委員長（富岡栄一君） 8番富岡です。

総務産業常任委員会の議案審査報告を行います。

本日、本会議にて議長より当委員会に付託されました議案について、本日10時6分より委員会室において、委員全員、議長及び執行から町長、副町長、教育長、課・局長、室長出席の下、審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

議案第1号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決いたしました。

議案第2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決いたしました。

以上、報告といたします。

議長（廣嶋 隆君） 委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

富岡委員長、自席にお戻りください。

次に、予算決算常任委員会飯島 衛委員長、委員長報告をお願いいたします。飯島委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

予算決算常任委員長（飯島 衛君） 12番飯島です。

それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

本日1月29日、第1回臨時会におきまして当委員会に付託されました議案について、午前10時30分より委員会室において、執行より町長、副町長、教育長、関係課長、局長、室長、議長、委員13名の出席の下、慎重に審査を行いましたので報告いたします。

議案第3号 令和6年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）については、低所得世帯支援及び非課税世帯に対して支給する国の物価高騰対応重点支援給付金の増額補正が主なもので、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第4号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第5号 令和6年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）については、職員手当などの増額補正が主で、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

議案第6号 令和6年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）については、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決されました。

以上、委員長報告といたします。

議長（廣嶋 隆君） 委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

飯島委員長、自席にお戻りください。

日程第10 議案第1号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第10、議案第1号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議長（廣嶋 隆君） 日程第11、議案第2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣嶋 隆君） 起立多数です。

よって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第3号 令和6年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第12、議案第3号 令和6年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号 令和6年度吉岡町一般会計補正予算（第6号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第4号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第13、議案第4号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第5号 令和6年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第14、議案第5号 令和6年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号 令和6年度吉岡町水道事業会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第6号 令和6年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）

議長（廣嶋 隆君） 日程第15、議案第6号 令和6年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号 令和6年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（廣嶋 隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、本日の日程が全て終了しました。

町長挨拶

議長（廣嶋 隆君） 閉会の前に町長の発言の申入れを許可します。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和7年第1回議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、上程案件について可決いただきまして大変ありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

可決いただきました案件については速やかに執行させていただきます。また、今回議決いただきました物価高の影響を受けた低所得世帯への対応につきましても速やかに進めるとともに、今後もその時々において臨機応変な対応を取れるよう、関係機関等と連携しながら対処していきたいと考えております。

結びに、議員皆様にはますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は大変お世話になりました。

閉 会

議長（廣嶋 隆君） 以上をもちまして、令和7年第1回吉岡町議会臨時会を閉会します。

午前11時25分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 廣 嶋 隆

吉岡町議会議員 宮 内 正 晴

吉岡町議会議員 小 林 静 弥